

随意契約理由書

件名	地下鉄駅舎等管理業務(令和8年4月分)
契約の相手方	平和興業株式会社 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 本業務は、地下鉄西神山手線、海岸線、北神線の駅舎、車両基地、駅ビル施設等の点検及び設備保守や整備調整をはじめとした、保全全般の業務を適正に行なうことで、高速鉄道事業の円滑な運営を図ることを目的とする。 そのなかでも、建築物の不具合、設備監視システムの発報、駅係員から電話連絡による緊急要請があった場合は、まず、利用者スペースの安全確保と列車の運行に影響を及ぼぬよう、ただちに機能回復、機器の復旧等、処置作業を施さなければならないが、このためには緊急応援体制を日中・夜間休日を含めた24時間常に確保しておく必要がある。 本業務の内容は、①設備監視業務(24時間オペレーター配置)、②故障連絡体制の構築、③法定点検作業の実施としており、安全かつ確実に業務を履行するには、地下鉄各駅の施設構造、機器の仕様や特徴の理解が必須で、合理的に小修繕作業を計画し遂行するため、直近に発生した施設の不具合履歴、設備コンディションの十分な把握が欠かせず、これらの条件を全て満たすのは、地下鉄駅舎等管理業務の入札参加資格を備え、現在、交通局管内で施設の維持管理を行なう上記会社以外にはいないため、随意契約を行うものである。 なお、今回の随意契約は、令和8年3月契約監理課で行った「地下鉄駅舎等管理業務」の一般競争入札が不調打ち切りに至ったための暫定処置であり、駅舎管理業務の空白期間を解消させるものである。よって、令和8年4月1日以降、一般競争入札にて速やかに管理業務の請負業者選定を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)